

未熟児養育医療費等県費負担金交付要綱

(通則)

第1条 未熟児養育医療費等県費負担金(以下「負担金」という。)については、予算の範囲内において交付するものとし、母子保健法(昭和40年法律第141号。以下「法」という。)、母子保健法施行令(昭和40年政令第385号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)、及び補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 この負担金は、法第20条の規定により市町村が行う養育医療給付事業について交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

第3条 この負担金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 養育医療の給付のうち、移送を除いたもの

ア 次の表の第2欄に定める基準額と、第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入の額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額から第4条に定める徴収基準額を控除した額に4分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 養育医療の給付のうち、移送に係るもの

ア 次の表の第2欄に定める基準額と、第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入の額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、4分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1 種目	2 基準額	3 対象経費	4 負担率
養育医療費(移送を除く)	法第20条第3項第1号から第4号までに係る費用については、「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第99号)、「保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法」(平成18年厚生労働省告示第496号)により算定した額の実支出額の合算額から、医療保険各法による負担額を控除した額	養育医療(移送を除く。)に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費	1 / 4
未熟児移送費	法第20条第3項第5号に係る費用については、入院に必要な最小限度の交通費の実支出額。ただし、指定養育機関が移送を実施する場合にあっては、市町村長が指定養育機関とあらかじめ協議して定めた額	養育医療(移送に係るもの)に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費	1 / 4

(費用の徴収基準額)

第4条 法第20条の規定による養育医療の給付に要する費用につき、同法第21条の4第1項の規定により、本人又は扶養義務者から徴収する額の基準額は、当該児童の属する世帯の市町村民税額等に応じて、月額によって決定するものとし、その徴収月額、別表の徴収基準額に定めた徴収基準月額により算定した額とする。ただし、当該児童の措置に要した費用について徴収する額は、市町村の長の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を差し引いた額を越えないものであることとする。

(交付の条件)

第5条 この負担金の交付の決定には、以下の各号の条件が付されるものとする。

- (1) 第3条の(1)・(2)により算出された額の間における経費の変更はしてはならないものとする。
- (2) 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) この負担金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を負担金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(申請手続)

第6条 この負担金の交付の申請は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、別途定める期日までに知事に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

第7条 この負担金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式3による申請書に関係書類を添えて、別途定める期日までに知事に提出して行うものとする。

(交付決定の通知)

第8条 知事は、負担金について交付の決定を行ったときは、別紙様式4又は別紙様式5により速やかに交付決定内容の通知を行うものとする。

(概算払)

第9条 知事はこの負担金については、概算払をすることができる。

(状況報告)

第10条 この負担金に係る事業等の遂行状況について、知事の要求があったときは、当該要求に係る事項について文書で知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 この負担金の事業実績報告は、別紙様式6による事業実績報告書に関係書類を添えて、別途定める期日(第5条の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受領した日から起算して1か月を経過した日)までに知事に提出

して行わなければならない。

(負担金の額の確定の通知)

第12条 知事は、負担金について交付額の確定を行ったときは、別紙様式7により速やかに確定の通知を行うものとする。

(負担金の返還)

第13条 知事は、交付すべき負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

ただし、今回の改正内容については、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

ただし、今回の改正内容のうち、別表の備考1及び2の(2)に係るものについては、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から適用する。

ただし、別表の備考2の(2)「租税特別措置法」に係るものについては平成30年4月1日から、備考10の「児童扶養手当法の一部を改正する法律」に係るものについては平成30年7月1日から、備考9「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部改正する法律」については、平成30年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年12月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年12月27日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。